

【国の基本的な指針における基本的理念のポイント】

- 障害福祉サービス等の支援は、平等の観点から障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくためのものです。
- 障害福祉サービス等の実施主体は市町村です。また、サービスの提供において障害種別は問いません。
- 障害福祉サービス等の提供体制において、地域移行や就労支援が課題となります。
- 地域の社会資源を最大限に活用して、地域拠点づくりやボランティア等によるインフォーマルサービスの提供体制の整備等を進めていきます。
- 特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。
- 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援していきます。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要です。
- 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

(本文)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年厚生労働省告示第395号)(抜粋)

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
一 市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。)並びに難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。)であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県で適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をい

う。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

さらに、精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態

等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健全な育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健全な育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高める

ための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

(1) 総合計画（障害者・障害児福祉）における基本理念等

【施策が目標とするまちの姿】

- 障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしています。
- 障害のある人が必要なサービスを適切に受け、自立した暮らしを送っています。

【主要施策】

① 障害者（児）の生活支援の充実

- ・身近な地域で障害福祉サービス等が利用できるよう、サービス基盤の確保に努めます。
- ・障害のある人が、地域で日常生活を送ることができるよう、当事者等の意見を踏まえて、地域の実情に応じた地域生活支援事業を実施します。また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、サービス提供従事者等の人材を養成し、活用を図ります。
- ・必要な支援やサービスを得られるよう、障害福祉に関する各種制度について周知を図ります。

② 療育や特別支援教育の充実

- ・乳幼児期における障害の早期発見のため、乳幼児健診・相談体制を整え、関係機関が連携し、適切な相談、指導等の支援を行います。
- ・障害のある子どもが、地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、サービスの供給体制の充実に努めます。また、保護者の負担を軽減するため、安定的かつ継続的に相談支援ができる体制を整えます。
- ・本人にとって最適な就学先が選択できるよう、就学相談を実施します。
- ・障害のある子どもが地域の学校に通学する場合の支援体制や施設環境を整えます。
- ・医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、関係機関の協議の場において、総合的な支援体制の構築に向けて協議します。

③ 自立と社会参加の支援

- ・障害のある人の雇用の促進等に関する法律や雇用に関する助成制度等の周知に努めます。さらに、NPOや障害者団体等が福祉的就労事業を展開するために必要な支援を進めます。
- ・専門機関や民間企業等と連携し、障害のある人の就労支援を図ります。
- ・本市の職員採用試験において、障害のある人が受験できる専用の区分を設けることにより、障害のある人の採用を推進します。
- ・本市は事業者として、障害のある職員が、その障害特性や個性に応じて能力を最大限に発揮し、活躍できる職場形成の推進を図ります。
- ・障害のある人の移動・外出を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

④ 障害に対する理解促進、権利擁護等の推進

- ・尾張東部権利擁護支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関と支援者に関する情報を共有化し、連携して支援します。
- ・日常生活を支えるため、必要に応じて成年後見等の制度を活用します。また、成年後見制度等の周知に努めます。
- ・障害に対する理解促進や差別解消のための周知啓発を行います。

(2) 障害者基本計画における基本理念等

【基本理念】

「地域で共に暮らすまちづくり～自分らしい生き方が選択できる
差別のないまち・日進をめざして～」

【基本目標及び基本施策】

基本目標	基本施策
1 安全に安心して暮らせるまち	1) 障害福祉サービスの充実
	2) 意思決定支援の推進
	3) 障害のある子どもへの支援
	4) 家族支援の充実
	5) 予防と受診支援
	6) 生活しやすいまちづくりの推進
	7) 防災防犯対策の推進
2 自分らしく生きられるまち	1) 雇用就労・経済的自立支援
	2) 移動・外出支援
	3) 生涯学習の推進
	4) 当事者団体の活動支援
3 共に支え合うまち	1) ボランティア活動等の推進
	2) 地域ネットワークの推進
	3) 居場所役割づくり支援
	4) 市政への参加保障
	5) 福祉教育の推進
	6) 差別解消
	7) 権利擁護の推進及び虐待防止

障害福祉サービス等の見込量の設定に関しては、これまでのサービス利用実績や利用者のニーズを算定基礎に、利用者数の将来推計に加えて、事業者の新設予定などを加味して設定します。

ただし、事業によっては、数的な見込量がなじまない事業もあるため、必要に応じて実施する時期や方法等を設定します。

